

2022年度 実践型×他流試合形式ビジネスワークショップ 利用規約

2022/5/10 (2022/7/20 更新)

この利用規約（以下「本利用規約」といいます。）は、株式会社 ICMG（以下「ICMG」といいます。）が提供する 2022年度 実践型×他流試合形式ビジネスワークショップ（以下「他流 WS」といいます。）に関する規約であり、他流 WS に申し込んだ者は、本利用規約の各条件を承諾することにより、本利用規約に則って、他流 WS の受講が可能となります。

1. ICMG が提供するサービスの内容

申込企業（以下「申込企業」といいます。）から申込みのあった受講者に対する他流 WS の提供

2. 他流 WS 提供期間（契約期間）

10 月回：2022 年 10 月 27 日 ～ 2022 年 12 月 9 日

1 月回：2023 年 1 月 12 日 ～ 2023 年 2 月 22 日

3. 他流 WS の内容

- ・ 集合ワークショップ
- ・ インプットに基づき、多様な業界・企業の受講者同士でディスカッション・内省
※スケジュール日時、概要については ICMG の都合によって変更されることがあります。

4. 費用

1つのプログラムあたり 96 万円（税抜） ※1 社 4 名まで参加可能

5. 各種条件

(1) 契約形態

他流 WS に係る契約（以下「本契約」といいます。）は、成果物なしの準委任契約です。

(2) 責任の制限

- ・ ICMG は、受講者が他流 WS を受講することによって、申込企業のビジネスに一定の成果がもたらされることを保証するものではありません。
- ・ 本契約に係る ICMG の損害賠償の範囲は、ICMG の故意又は過失により直接かつ現実に発生した通常損害に限られるものとし、ICMG が受領した費用金額を限度とします。

(3) キャンセル規定

申込企業の都合によって他流 WS の受講をキャンセルする場合は、次のキャンセル料が発生し、申込企業は ICMG からキャンセル料の請求を受けた日から 30 日以内に ICMG の銀行口座に振り込んで支払います。振込手数料は申込企業の負担とします。

なお、下記条項 (4) に基づいて、他流 WS が中止された場合、本キャンセル規定の適用はありません。キャンセル料を支払後に他流 WS が中止された場合、ICMG は、直ちに当該キャンセル料を申込企業へ返還します。

- ・ 9 営業日前～研修初日までにキャンセルする場合 キャンセルする人数×単価×100%
- ・ 10～30 営業日前までにキャンセルする場合 キャンセルする人数×単価×50%

※単価は、費用を参加予定人数で割った金額とします。

(4) 開催中止または変更

ICMG は、受講者の人数、属性、担当業務等を総合的に勘案し、他流 WS の実効性を確保できないと判断した場合には、その開催を中止し、又は当初予定していた他流 WS の内容を変更することができるものとします。この場合、ICMG は遅滞なくその旨を申込企業へ連絡します。他流 WS が中止された場合は、申込企業及び ICMG は、相手方に対し、中止された他流 WS に関して費用・報酬・補償金等名目のいかんを問わず、何らの請求もすることができないものとします。ICMG の都合により、当初予定していた他流 WS の時間・回数が増減が発生した場合、申込企業・ICMG において上記費用を協議のうえ、改めての費用の金額を定めるものとします。なお、最少催行人数は 12 名を予定していますが、ICMG はこれに拘束される訳ではありません。

(5) 契約の解除

ICMG は、申込企業が以下の事由に該当する事態が生じたときは、申込企業へ何らの通知催告なく本契約を解除し、他流 WS の受講を拒否することができます。

- ・ 本利用規約の各条件に違反したとき
- ・ 信用状態の悪化又は ICMG に対して虚偽の情報を提供するなど不正の行為等が発生し、ICMG が本契約を継続しがたいと判断したとき
- ・ 暴力団等の反社会的勢力であること、又は反社会的勢力に関与・協力したことが判明したとき

(6) 解除時の費用清算

前項に基づいて ICMG が本契約を解除した場合、解除日までに提供された他流 WS に対する費用及び立替経費ならびに解除に伴う合理的な費用の金額を申込企業・ICMG 協議のうえ決定し、申込企業は ICMG に対し協議のうえ決定した金額を遅滞なく支払うものとします。

(7) 情報管理

- ・ 受講者が他流 WS で開示する情報については、申込企業自身が管理責任を負い、ICMG はその責任を負わないものとします。
- ・ 申込企業は、他流 WS において知り得た情報を第三者（申込企業の役員・従業員は除く）に提供することはできません。
- ・ 他流 WS のワークショップ等の様子を録音録画することは、ICMG の同意がない限り行うことができません。
- ・ 申込企業は、ICMG が撮影した他流 WS の写真・映像が、ICMG の広報活動において使用されることを承諾し、自らの権利を主張してこれに異を唱えることはいたしません。

(8) 知的財産権

ICMG が他流 WS で提供する文書、印刷物、ノウハウ、アイデア等（以下「本件資料等」といいます。）に関する著作権又はその他一切の知的財産権は、全て ICMG 又は第三者に帰属します。申込企業は、これらの権利を侵害する一切の行為をおこなってはなりません。また、ICMG は申込企業に対し、これらの権利の全部又は一部を譲渡・使用許諾するものではありません。

(9) 競業の禁止

申込企業は、他流 WS の提供によって知り得た ICMG の一切の情報、ノウハウ、アイデアを業とし

て第三者に提供しないものとし、本契約終了後もこれを遵守します。

(10) 特約条項

- ・ 他流 WS は、事前に申込のあった受講者がプログラム通り参画することで実効性が担保される設計にしているため、申込企業は、各回のプログラム開始以降、ICMG の同意がない限り、受講者を変更することができません。または途中から受講者を出席させることもできません。
- ・ 他流 WS 受講開始後、申込企業又は受講者の都合により、ワークショップの回数・時間が減少したり、他流 WS の受講を取りやめても、ICMG は減少分又は取りやめた分に相当する費用は返還いたしません。
- ・ 他流 WS の受講希望者が多数にのぼった場合は、ICMG の判断にて受講者を決定します。

6. 支払条件

ICMG は、申込企業による他流 WS への申込を確認した後、申込企業に対し、上記費用に係る請求書を送付します。申込企業は、請求金額を請求月の翌月末日までに ICMG 指定の銀行口座に振り込んで支払います。なお、振込手数料は申込企業の負担とします。

以上